

令和6年度 民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査へのご協力者の募集について

野洲市では、滋賀県が実施するいわゆるフリースクール等を含む民間施設（以下「民間施設」という。）を利用する児童生徒やその保護者を対象とした調査に御協力いただける方を募集します。

なお、調査に御協力いただいた保護者の方には、協力金をお支払いします。

1. 調査内容

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校（小学部および中学部に限る。）（以下「小中学校等」といいます。）に在籍し、不登校の状態にあり、民間施設を利用する児童生徒（県内に居住するものに限る。）およびその保護者を対象として、その活動の実態や経済的負担の程度、支援ニーズ等を把握するためのアンケート調査を、年間にわたって毎月1回（最大12回）実施します。

2. 対象となる方

以下のすべてに該当し、滋賀県が行うアンケート調査（別途案内するURL及びQRコードにアクセスし、Webアンケートに回答する方法のほか、御希望の場合は紙のアンケート票に御回答いただく方法もあります。）への回答に御協力いただける方が対象です。

(1) 児童・生徒

- ア 小中学校等に在籍し、不登校の状態にある方
- イ 3に該当する民間施設を利用している方
- ウ 本市の住民である方

(2) 保護者（申請者）

- ア 調査への回答や回答内容の問合せ等に御協力いただける方

3. 本事業における民間施設の考え方

① 実施主体について

法人、個人は問わないが、我が国の義務教育制度を前提としつつ、不登校児童生徒に対する相談・指導等を主たる事業目的とする学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校および同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。)以外の民間の施設であって、実施者は同事業に関し深い理解と知識または経験を有し、かつ社会的信望を有するものであること。

② 相談・指導スタッフについて

- ・④に示す時間に施設において利用者に対応できる相談・指導スタッフが配置されていること。
- ・相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校児童生徒への指導についての知識・経験を持ち、その指導に熱意を有していること。
- ・過去に子どもを対象とした性犯罪に関わっていないこと。

③ 学校と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

④ 施設の運営について

施設を利用する不登校児童生徒が在籍する学校の課業日における課業時間（概ね8：30～16：00の間）に月1日以上開設され、相談・指導が行われていること。

4. アンケート調査の実施方法

【Step1：登録時アンケート】

登録申請いただいた方には、まず登録時アンケートにご回答いただきます。登録申請いただいた後、事業者より登録時アンケートへの回答案内がありますので、案内が届きましたらアンケートへの回答をお願いします。

お子様にご回答いただく「子どもアンケート」と、保護者の方にご回答いただく「保護者アンケート」の2種類があります。

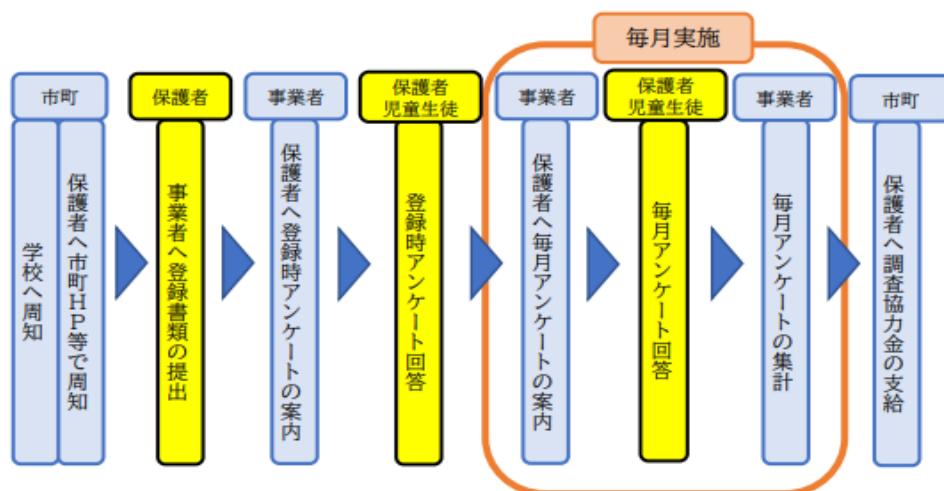
【Step2：毎月アンケート】

登録時アンケートにご回答いただいた方には、続いて事業者より毎月アンケートへの回答案内があります。毎月アンケートでは、当該月の在籍学校への登校日数や民間施設の利用日数、またその月に感じたことや気持ちの変化等をお答えいただきます。なお、アンケートは、別途事業者より案内するURLおよびQRコードにアクセスし、Webでの回答を基本としますが、アンケート用紙の郵送による回答にも対応しますので、ご希望の方は事業者にお申し出ください。

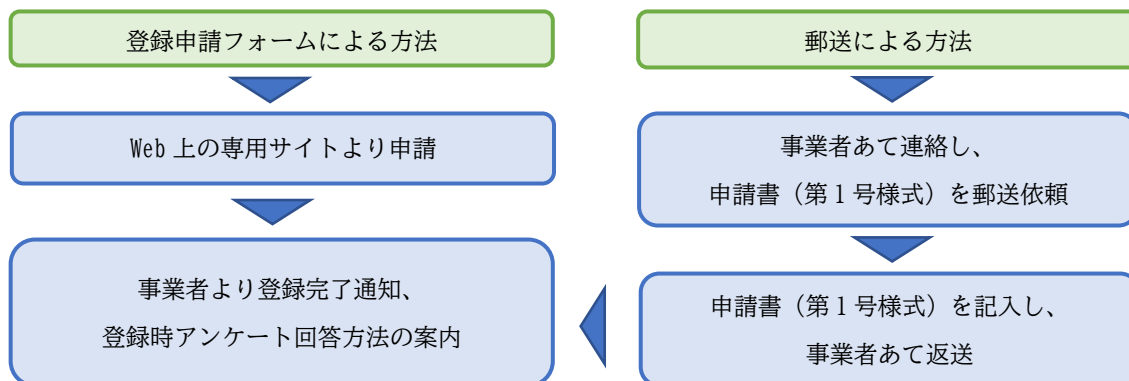
※毎月の「保護者アンケート」にご回答いただいた保護者に対して、その月分の協力金をお支払いします。

※協力金の支給条件に「子どもアンケート」の回答は必須としておりませんが、本調査の目的をご理解いただき、お子様からも回答のご協力をいただきますようお願いいたします。

5. 大まかな流れ



6. 登録手続の流れ



7. 登録申請および毎月アンケート回答の受付期限について

毎月、25日までに登録申請いただいた方は、当該月のアンケート（毎月7日㊦）に御回答いただけます。各月の締切日に御注意いただき、まず、下記登録申請フォームにて御申請ください。Webでの申請が困難な場合は紙の申請書を郵送しますので、下記連絡先まで御連絡ください。一度申請が通れば、翌月以降に申請は必要ありません。（なお、申請内容に変更があった場合は、事業者へ御連絡ください。）

※登録申請の最終締切日は12月25日です。以降は登録申請できません。

※スケジュールの都合により、第1回～第3回の登録申請のみ変則的になります。

野洲市の場合は、7月25日までに登録いただき、8月1日～8月7日までの回答期間において、4月～7月利用分についての回答をしていただけると、溯って4月～7月までの協力金をお支払いします。

<p>※登録申請フォーム</p> <p>こちらのQRコードを →  読み取りください。</p> <p>https://forms.gle/kT4scboj5Una7dn7A</p>	<p>※web申請が困難な場合</p> <p>NPO法人ほんわかハート（受託事業者） 〒523-0857 近江八幡市八幡町170 TEL:080-9742-7373</p>
---	--

8. 調査協力金のお支払い

毎月行う保護者アンケートに御協力いただいた期間に応じて、児童生徒一人につき、ひと月当たり5,000円の協力金を、児童生徒の保護者にお支払いします。毎月行う保護者アンケートに御回答いただけない月については、協力金をお支払いできません。

また、調査対象に該当するお子様が複数おられる場合、登録申請、アンケート回答をお子様ごとにさせていただくと、お一人につきひと月当たり5,000円をお支払いします。

9. 登録の取消し

次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、協力者としての登録を取り消します。

- (1) 県外へ転居されたとき
- (2) 登録申請または調査回答に関して、虚偽または不正が判明したとき
- (3) 調査への回答が無い、問合せに応じないなど協力が得られないとき

10. 個人情報の取扱い

登録申請および調査回答における個人情報については、本市、滋賀県および委託事業者で共有し、事業の遂行に必要な範囲で利用します。また、在籍校や民間施設へ内容を照会することがあります。

また、登録申請書に記載の情報について、本市から確認の連絡をすることがあります。

なお、登録申請情報および調査回答は、個人を特定しない統計上の情報として公表することがあります。

【お問合せ先(受託事業者)】

NPO法人ほんわかハート

TEL: 080-9742-7373

E-Mail: kiite.shiga@gmail.com

(実施主体)

滋賀県子ども若者部子どもの育ち学び支援課

TEL: 077-528-3456

E-Mail: jb00@pref.shiga.lg.jp

野洲市お問い合わせ先
ふれあい教育相談センター
TEL:077-587-6925